



国民健康保険

▶国民健康保険

保険年金課

TEL 0438-23-7014
FAX 0438-22-4631

病気やけがのときに経済的負担を軽くして医療を受けられるように設けられた制度です。加入者の皆さんからの保険税と国・県・市からの補助などで運営しています。

✔国民健康保険の手続きに必要なもの

●手続きに来庁される方の顔写真付きの本人確認書類

●世帯主および対象者の個人番号通知カードまたはマイナンバーカード

※別世帯の方が手続きする場合は、委任状および代理人の方の顔写真付きの本人確認書類が必要となります。詳しい内容はお問い合わせください。

■加入するとき

こんなとき	持ってくるもの
他の市区町村から転入してきたとき	●転出証明書
職場の健康保険をやめたとき (被扶養者からはずれたとき)	●職場の健康保険をやめた(被扶養者資格がなくなった)証明書
子どもが生まれたとき	●保険証 ●預金通帳等(世帯主の振込先がわかるもの) ●直接払い合意文書 ●領収書(出産費用内訳明細書) ●世帯主と振込先口座が異なる場合は委任状

■やめるとき

こんなとき	持ってくるもの
他の市区町村へ転出するとき	●保険証
職場の健康保険に加入したとき (被扶養者になったとき)	●国保と職場の健康保険の保険証
被保険者が亡くなったとき	●保険証 ●印鑑(喪主のもの) ●会葬礼状・葬儀費用の領収書 ●預金通帳等(喪主の振込先がわかるもの) ●喪主と振込先口座が異なる場合は委任状

■その他

こんなとき	持ってくるもの
市内で住所・世帯主・氏名が変わったとき	●保険証
修学のため、子どもが他の市区町村に住むとき	●保険証 ●在学証明書 ●転出先の住民票の写し(マイナンバー入り)
保険証をなくしたり、汚れて使えなくなったとき	●使えなくなった保険証

- ✔高額療養費
- 1カ月に支払った医療費が一定の額を超えたとき、超えた分のお金が戻ってくる制度です。該当する方には通知します。
- ✔入院したときの医療費など
- ①70歳未満の方
- 「限度額適用認定証」を医療機関の窓口に提示すると窓口負担が一定の額までになります。
- ②70歳以上75歳未満の方
- 所得区分が「現役並みⅢ」および「一般」の方は、保険証を医療機関の窓口に提示すると窓口負担が一定の額までになります。
- それ以外の所得区分の方は、「限度額適用認定証」を医療機関の窓口に提示すると窓口負担が一定の額までになります。
- ✔保険証を持たずにかったときやコルセットなどを作製したとき
- やむを得ない理由で全額負担をした場合、必要書類を添えて申請すると、医療費の一部が戻ってくる場合があります。
- ✔海外渡航中に病院にかかったとき
- 国民健康保険加入者が海外渡航中に支払った医療費は、必要書類を添えて申請すると一部支給される場合があります。
- ✔出産したとき
- 国民健康保険加入者が出産した場合は、世帯主に出産育児一時金が支給されます。
- ✔加入者が亡くなったとき
- 国民健康保険加入者が亡くなったときは、葬祭執行者に葬祭費が支給されます。
- ✔短期人間ドックの助成
- 市と契約した医療機関で人間ドックを受検する場合、受検する前に申請をすると検査費用の一部を助成します。
- ✔交通事故やけんかによるけがなどの治療に保険証を使いたいとき
- 交通事故やけんかによるけがなどの治療には保険証が使えません。保険証を使用したいときは保険年金課に届出が必要です。
- ✔70歳以上の方の自己負担割合
- 70歳になると、自己負担割合や自己負担限度額が変更になります。同一世帯の70歳以上75歳未満の被保険者のみの前年の所得および収入により判定します。
- ✔70歳以上になった方の保険証の交付
- 保険証は70歳の誕生月(1日生まれの方は誕生月の前月)の下旬に郵送します(手続きは必要ありません)。
- ✔特定疾病の自己負担額の軽減
- 医師の同意があれば特定の病気は定額で治療が受けられます。

- ✔高額医療・高額介護合算制度
- 医療保険および介護保険の年間合計自己負担額が著しく高額になった場合、医療保険と介護保険の自己負担額を適用後に、合算した自己負担分が一定の額を超えたときに、その超えた分が支給されます。
- ✔申請先
- 保険年金課(朝日庁舎)または富来田出張所で受け付けています。
- ✔保険税
- 104ページをご覧ください。
- ✔特定健康診査
- 国民健康保険被保険者を対象に健康診査を実施します。詳しい内容は92ページをご覧ください。

後期高齢者医療制度

▶後期高齢者医療制度

保険年金課

TEL 0438-23-7024
FAX 0438-22-4631

急速な少子高齢化が進むなか、将来にわたり持続的かつ安定的な医療制度の運営を確保するために、高齢者世代と現役世代の負担を明確にし、公平でわかりやすい医療制度として、これまでの老人保健制度に代わって創設された独立した医療制度です。

✔対象となる方

■75歳以上の方

■65歳以上75歳未満の一定の障がいがある方
(申請して広域連合から認定を受けることが必要です)

✔保険料

医療費のうち、医療機関の窓口で支払った自己負担額を除いた分の5割を国・県・市が、4割を現役世代が負担し、残りの1割を保険料として高齢者の皆さんから納めていただきます。

■保険料の算定

「均等割額」と「所得割額」を合計して個人単位で計算されます。均等割額と所得割率は、広域連合ごとに決められ、千葉県内は均一です。

保険料の軽減

◀所得が低い方の軽減▶

●所得が低い方は、世帯の所得水準に応じて、保険料の均等割額が軽減されます。

◀被用者保険の被扶養者だった方の軽減▶

●制度加入前に被扶養者だった方は、保険料の所得割額の負担はなく、均等割額が資格取得後24か月の間5割軽減されます。

- 保険料の納め方
- 年金が年額18万円以上の方は、年金からの天引き(特別徴収)となります。それ以外の場合は個別に市に納付します(普通徴収)。ただし、介護保険料と合わせて保険料額が年金額の2分の1を超える場合は、年金からの天引きとはなりません。
- 申し出により口座振替での納付に変更することができます。詳しくは保険年金課までお問い合わせください。
- 保険料を滞納したとき
- ◀短期被保険者証の交付▶
- 通常の保険証より有効期間の短い被保険者証を交付します。納付が困難な場合は、滞納のままにせず早めに保険年金課までご相談ください。
- ✔自己負担割合
- 医療費の自己負担割合は、前年の所得等により判定します。
- ✔医療費が高額になったとき
- 同一月に保険診療分の自己負担額が限度額を超えたときは、超えた分が高額療養費として支給されます。該当する方には通知しますので、必ず申請してください。
- 一度申請すると、その内容に変更がない限り申請は不要です。
- ✔高額な外来診療を受けるときや入院したときの医療費と食事代
- 市民税非課税世帯の方は、医療機関の窓口「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することで、医療費の窓口負担の上限があらかじめ低く抑えられ、また、入院時の食事や生活に要する費用が減額されます。保険年金課窓口で申請し、認定証の交付を受けてください。
- ✔高額医療・高額介護合算制度
- 医療保険および介護保険の年間合計自己負担額が著しく高額になった場合、医療保険と介護保険の自己負担限度額を適用後に、合算した自己負担分が一定の額を超えたときに、その超えた分が支給されます。
- ✔特定疾病の場合
- 厚生労働大臣が指定する特定疾病の場合の限度額(月額)は1万円です。この場合「特定疾病療養受療証」が必要となりますので窓口で申請してください。
- ①先天性血液凝固因子障害の一部(血友病)
- ②人工透析が必要な慢性腎不全
- ③血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症
- ✔交通事故に遭ったとき
- 警察に届けると同時に、保険年金課に必ず届出をしてください。
- ✔加入者が亡くなったとき
- 被保険者が亡くなったときは、喪主の方に葬祭費が支給されます。



健康診査

生活習慣病の早期発見と健康の保持を目的とし、後期高齢者医療制度健康診査を行っています。

歯科口腔健康診査

歯や口腔内の健康の維持・改善を目的とし、後期高齢者歯科口腔健康診査を行っています。対象者は前年度に75歳になった方です。

短期人間ドックの助成

市と契約した医療機関で人間ドックを受検する場合、受検する前に申請すると検査費用の一部を助成します。

国民年金

国民年金

保険年金課 TEL 0438-23-7059 FAX 0438-22-4631

国民年金は

20歳から60歳未満の日本に住所のあるすべての方に加入することが義務付けられています。

区分	どんな方？	保険料は？
第1号被保険者	自営業・農業・学生・フリーターの方など	納付書で納めます（口座振替なども可能）。
第2号被保険者	会社員・公務員（厚生年金などに加入の方）	厚生年金保険料などとして給料から天引きされます。
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者（例：会社員の妻など）	配偶者の加入する厚生年金保険などから、拠出金として負担します。自ら納付する必要はありません。

任意加入制度

海外に居住する20歳から65歳未満の日本国籍の方や、年金の受給に必要な資格期間（10年）を満たしていない65歳以上70歳未満の方は、希望で加入することができる任意加入制度があります。

受給できる年金

老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金と第1号被保険者独自の給付として付加年金、寡婦年金、死亡一時金などがあります。

広 告

税理士

お気軽にご相談ください

税理士法人かずさ合同事務所

●税務申告・会社経理・相続税
●各種書類作成・申請・申告

■木更津市清見台東3-18-6
■TEL:0438-98-8965 ■FAX:0438-98-1530
・税理士 内田 慎一郎
・税理士 内田 稔

エリアマップ9国 D-2

あり

国民年金の届出

保険年金課 TEL 0438-23-7059 FAX 0438-22-4631

市役所で行う届出（第1号被保険者の届出）

届出するとき	必要なもの
会社を辞めたとき	年金手帳（基礎年金番号通知書）、退職日や扶養の認定がはずれた日を証明するもの（離職票、資格喪失証明書など）、本人確認書類（運転免許証など）、マイナンバーカードまたは通知カード
配偶者の扶養からはずれたとき 配偶者が会社を辞めたとき	
氏名が変わったとき 転入してきたとき (同一市内で転居したとき)	手続きは不要です。
海外転入・海外転出するとき	年金手帳（基礎年金番号通知書）、本人確認書類（パスポートなど）、マイナンバーカードまたは通知カード（市民課の異動手続きとともにを行います）
基礎年金番号通知書（旧年金手帳）の再交付	本人確認書類（運転免許証など）、マイナンバーカードまたは通知カード
付加年金の加入・脱退	本人確認書類（運転免許証など）、マイナンバーカードまたは通知カード

勤務先で行う届出（第2・3号被保険者の届出）

届出するとき
●会社員や公務員になったとき ●会社員や公務員に扶養されるようになったとき（配偶者の勤務先） ●配偶者が20歳になったとき ●住所・氏名が変わったときなど

国民年金保険料の納付と免除制度

保険年金課 TEL 0438-23-7059 FAX 0438-22-4631

納付方法

国民年金保険料の納付方法には以下の方法があります。

- 納付書での支払い
- 口座振替での支払い
- クレジットカードでの支払い
- スマートフォンアプリでの支払い

※毎月納付する方法や2年分、1年分などを前納（割引になります）する方法があります。

免除制度

国民年金保険料の免除・納付猶予の申請をし、承認されると、老齢年金や障害年金、遺族年金などの受給資格期間に算入されます。

全額免除

被保険者および配偶者、世帯主の前年所得が一定の基準に該当した場合、申請により保険料が全額免除されます。

一部免除（4分の1・半額・4分の3）

被保険者および配偶者、世帯主の前年所得が一定の基準に

該当した場合、申請により保険料が一部免除されますが、納付が必要です。

学生納付特例制度

前年所得が基準以下の学生は申請して承認されると保険料の納付が猶予されます。

50歳未満の方の保険料納付猶予制度

50歳未満の被保険者および配偶者の前年所得が一定の基準に該当した場合、申請により保険料の納付が猶予されます。

保険料の追納

免除や納付猶予制度を受けた期間の保険料は、10年以内であれば、さかのぼって納付することができます。詳しくは木更津年金事務所（☎0438-23-7616）へお問い合わせください。

産前産後免除

出産日が平成31年2月1日以降の方は、出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間の国民年金保険料が免除されます（多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間）。

国民年金受給の手続き

保険年金課 TEL 0438-23-7059 FAX 0438-22-4631

老齢基礎年金

受給できる方

保険料を納めた期間、全額免除された期間および合算対象期間が合計で10年以上ある方

手続き先

●第1号被保険者期間のみの方→保険年金課

●第2・3号被保険者期間のある方→年金事務所

●第2号被保険者期間のある方のうち公務員の方→各共済組合

障害基礎年金

受給できる方

国民年金に加入している間、または60歳以上65歳未満で日本に住んでいる間に、病気やけがをして一定以上の障がい残り、保険料の納付要件を満たしている方。

20歳以前の病気やけがによる障がいである一定の要件を満たせば20歳から受けることもできます。

手続き先

初診日（障がいの原因になった病気やけがではじめて医者にかかった日）により手続き先が異なりますので、お問い合わせください。

遺族基礎年金

受給できる方

保険料の納付要件を満たしている国民年金被保険者が亡くなったとき、または老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある方が亡くなったときに、その方の収入で生活していた18歳未満（障がい児は20歳未満）の子のある配偶者またはその子。

手続き先

亡くなられたときの加入状況により手続き先が異なりますので、お問い合わせください。

第1号被保険者の独自の給付

付加年金

月額400円の付加保険料を納めることにより、納めた月数×200円で計算した金額が老齢基礎年金に加算されます。

国民年金基金に加入している方は加入できません。

寡婦年金

国民年金の保険料を納めた期間（免除期間を含む）が10年以上ある夫が年金を受けないで亡くなった場合に、10年以上婚姻関係があった妻に、60歳から65歳になるまで支給されます。

死亡一時金

国民年金の第1号被保険者として、保険料を納めた月数が36カ月以上ある方が、年金を受けることなく亡くなったとき、その方と生計を同じくしていた遺族（①配偶者②子③父母④孫⑤祖父母⑥兄弟姉妹の中で優先順位が高い方）に支給されます。

なお、寡婦年金を受けられる場合は、どちらか一方を選択します。

また、遺族基礎年金を受けられる場合、一時金は支給されません。

未支給年金・年金受給権者死亡届

年金を受けている方が亡くなったときに、まだ受け取っていない年金や亡くなった日より後に振り込みされた年金のうち、亡くなった月までの年金は、未支給年金として生計を同じくしていた遺族（①配偶者②子③父母④孫⑤祖父母⑥兄弟・姉妹⑦その他3親等内の親族）が受け取ることができます。

生計を同じくしていた方がいない場合は、年金受給権者死亡届のみ提出が必要です。

受けている年金の種類により手続き先が異なりますので、お問い合わせください。

広 告

税理士

事前の相談が大切!

税理士法人森山会計事務所

「決算申告」「会社設立」「相続対策」「生前贈与」「建設業許可」「融資書類」など、お気軽にご相談ください。

■木更津市祇園2-31-16
■TEL:0438-98-7740 ■FAX:0438-98-8587
■E-mail:moriyamakaikai@com.home.ne.jp
税理士 森山久／税理士 森山博介

エリアマップ6国 C-5

あり(8台完備)



税金

▶ **個人市・県民税**
市民税課 TEL 0438-23-8571・8574
FAX 0438-25-3566

✔ **納税義務者**
その年の1月1日現在、
①市内に住所を有する個人
②市内に事務所、事業所または家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない方です。

✔ **給与からの特別徴収**
給与所得者の市・県民税は、原則、特別徴収（給与天引き）によって徴収することになっています。

✔ **年金からの特別徴収**
公的年金に係る市・県民税は、公的年金から特別徴収（天引き）となります。

■ **対象となる公的年金受給者**
市・県民税を納税する65歳以上の方

▶ **法人市民税**
市民税課 TEL 0438-23-8574
FAX 0438-25-3566

法人市民税は、資本などの金額や従業者数に応じて課する均等割と、法人税額を課税標準として課する法人税割の合算額によって、市内に事務所、事業所、寮などを有する法人などに対して課されます。

▶ **固定資産税**
資産税課 TEL 0438-23-8674
FAX 0438-25-3566

固定資産税は、毎年1月1日現在で、土地、家屋、償却資産を所有している方が納める税金です。

✔ **納税義務者**

土地	登記簿または土地補充課税台帳に所有者として登記または登録されている方
家屋	登記簿または家屋補充課税台帳に所有者として登記または登録されている方
償却資産	償却資産課税台帳に所有者として登録されている方

▶ **都市計画税**
資産税課 TEL 0438-23-8674
FAX 0438-25-3566

都市計画税は、快適で住みよい総合的なまちづくりを目的とした都市計画事業や、土地区画整理事業に要する費用の一部に役立てられている目的税です。

▶ **軽自動車税（種別割）**
市民税課 TEL 0438-23-8576
FAX 0438-25-3566

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在、市内で原動機付自転車や軽自動車などを所有している個人（法人）に課税されます（4月2日以降に廃車、譲渡などをしても、その

年度までは課税されます）。

▶ **国民健康保険税**
保険年金課 TEL 0438-23-7046
FAX 0438-22-4631

国民健康保険税は、国保加入者の皆さんが病気やけがをしたときの医療費などに充てられる貴重な財源です。自分のため、みんなのために必ず納めましょう。

✔ **保険税はいつからかかる？**
国保資格取得月は加入の届出時ではなく、職場の健康保険をやめた月、または本市に転入した月からです。

加入の届出が遅れた場合でも、届出月からではなく、資格取得月からの保険税を納めなければなりません。

国保の加入者で40歳以上65歳未満の方は、介護分の保険税もかかります。

✔ **保険税の軽減**
前年中の所得が一定の基準以下の世帯は、保険税の均等割額・平等割額が軽減される制度があります。申請の必要はありません。

✔ **口座振替を利用するには？**
市内の金融機関で口座振替依頼書を提出してください。また、朝日庁舎で、キャッシュカードがあれば、印鑑不要で口座振替の申し込みをすることができます。

■ **利用可能な金融機関のキャッシュカード**
千葉銀行、千葉興業銀行、京葉銀行、三井住友銀行、千葉信用金庫、ゆうちょ銀行、木更津市農業協同組合、君津信用組合

✔ **特別な事情もなく保険税を滞納すると？**
納期限を過ぎると督促が行われ、それでも納めないでいると、通常の保険証の代わりに有効期間の短い「短期被保険者証」が交付される場合があります。

✔ **産前産後期間に係る保険税の減額措置**
令和5年11月1日以降に出産予定または出産された国保被保険者の方の保険税を減額します。

■ **減額の対象となる保険税**
出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間（多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間）の出産する被保険者の保険税のうち、所得割額と均等割額が免除されます。

■ **減額には届出が必要です**
出産予定日の6カ月前から届出することができます。

■ **必要書類**
●母子健康手帳
●顔写真つきの本人確認書類

✔ **非自発的失業者に係る保険税の軽減措置**
非自発的な失業をされた方に対し保険税の軽減措置をしています。軽減を受けるには、申請が必要です。

■ **対象となる方**
次のすべての条件を満たす方が対象です。
●失業時点で65歳未満の方

●雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者
※特定受給資格者または特定理由離職者であるかは、雇用保険受給資格者証、雇用保険受給資格通知の第1面欄に記載の番号で確認します。

○雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知の「12 離職理由」欄

○特定受給資格者理由コード…11、12、21、22、31、32
○特定理由離職者理由コード…23、33、34

上記のコードが記載されている方が対象となります。

■ **軽減内容**
保険税の所得割額の算定時に、非自発的失業者の給与所得を100分の30として算定します。

■ **軽減措置適用期間**
離職日の翌日から、その翌年度末まで

※国保加入中は途中で就職しても継続しますが、会社の社会保険などに加入すると措置が終了します。ただし、国保に再加入した場合に適用期間内であれば、再度軽減の対象になります。

■ **必要書類**
●雇用保険受給資格者証
●マイナンバーカードまたは通知カード
●本人確認書類

✔ **被災・病気など、特別な事情により納付が困難なとき**
特別な事情により保険税の納付が困難なときは、申請により保険税の減免が認められることがありますので、保険年金課にご相談ください。

▶ **市たばこ税**
市民税課 TEL 0438-23-8575
FAX 0438-25-3566

市たばこ税は、たばこの製造業者、特定販売業者および卸売販売業者が、市内の小売販売業者に売り渡したたばこに対してかかる税金です。

▶ **市税などの問い合わせ窓口**

問い合わせの内容	担当窓口
●個人の市・県民税 ●法人市民税	市民税課 ☎0438-23-8574
●固定資産税・都市計画税 ●特別土地保有税 ●固定資産（土地・家屋・償却資産）の評価 ●住宅用地の申告 ●家屋の減失届 ●地籍図、課税台帳の閲覧	資産税課 ☎0438-23-8674
●軽自動車税（種別割） ●原動機付自転車などの登録・廃車	市民税課 ☎0438-23-8576
●市たばこ税 ●入湯税	市民税課 ☎0438-23-8575
●国民健康保険税	保険年金課 ☎0438-23-7046
●市税等の納付 ●口座振替の申し込み ●納税相談 ●過誤納金の還付充当	収税対策室 ☎0438-23-8034

問い合わせの内容	担当窓口
●固定資産評価審査申出	固定資産評価審査委員会事務局（市民税課） ☎0438-23-8575

▶ **市税・使用料などの納入の取り扱い**
会計室 TEL 0438-23-8274

市の税金や使用料などの収納取り扱いを以下の時間、朝日庁舎内の千葉銀行派出所で取り扱っています。

✔ **受付時間**
午前9時～午後4時
※土・日曜日、祝日、年末年始（12月29日から翌年1月3日）を除く

✔ **主な取り扱い税目など**

1	市県民税・森林環境税	7	保育園保育料
2	固定資産税	8	霊園管理手数料
3	軽自動車税（種別割）	9	住宅使用料
4	国民健康保険税	10	学校給食費
5	後期高齢者医療保険料	11	その他木更津市発行の納付書
6	介護保険料		

▶ **市税などを納付するには**
収税対策室 TEL 0438-23-8713
FAX 0438-25-3566

✔ **納付書での納付**
市から郵送された納付書・口座振替不能通知・督促状で、下記金融機関・郵便局・コンビニエンスストアの窓口、スマートフォンアプリなどで納付できます。

ただし、コンビニエンスストアやスマートフォンアプリでは一部お取り扱いできない納付書などもあります。
納付書を紛失された場合は、収税対策室までご連絡ください。

✔ **納付できる場所**
（納付できる場所は変更となる場合があります。）

■ **全国の共通納税対応金融機関**
（二次元コードが印字されている場合）
納付書裏面記載の金融機関に加え、全国の金融機関の窓口で納付することができます。対象の金融機関はeLTAXのホームページでご確認ください。

※利用可能チャネル欄に「窓口（QR）」と表示されている金融機関が対象となります。

■ **コンビニエンスストア**
MMK設置店、くらしハウス、スリーエイト、生活彩家、セイコーマート、セブン-イレブン、タイエー、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ハセガワストア、ハマナスクラブ、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキデイリーストア、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ローソン、ローソンストア100



↑eLTAXのホームページ



◎コンビニエンスストアでは、バーコードのない納付書、バーコードが読み取れない納付書、金額が訂正された納付書、使用期限を過ぎた納付書はお取り扱いできません。

■ 地方税お支払サイト

地方税お支払サイトを利用して二次元コードを読み取ることで、クレジットカードやインターネットバンキングなどで納付できます。詳しくは「地方税お支払サイト」をご確認ください。

■ スマートフォンアプリ

（二次元コードでの読み取り）

対応アプリや詳しい操作方法について

は、「地方税お支払サイト」をご確認ください。

■ スマートフォンアプリ（バーコードでの読み取り）

アクアコイン、PayPay、LINE Pay

◎ポイントは付与されず、ポイントでの納付もできません。

◎スマートフォンアプリでは、二次元コード・バーコードのない納付書、二次元コード・バーコードが読み取れない納付書、金額を訂正した納付書、使用期限を過ぎた納付書はお取り扱いできません。

✔ 口座振替での納付

■ 手続き方法（キャッシュカードで申し込む場合）

収税対策室、保険年金課にある専用端末でキャッシュカードを読み取るにより申し込むことができます。併せて本人確認ができるものをご持参ください。個人名義の普通預金口座が対象です。



↑地方税お支払サイト

≪対象の金融機関≫

千葉銀行、千葉興業銀行、京葉銀行、三井住友銀行、千葉信用金庫、ゆうちょ銀行、木更津市農業協同組合、君津信用組合

◎月の上旬までにお申し込みいただくと、同月末納期限の引き落としが可能です（納期限が月初のときは、前月上旬までにお申し込みください）。

■ 手続き方法（通帳届出印で申し込む場合）

市内の金融機関等に申込用紙が備えてありますので、市税などの納税通知書、預貯金通帳、通帳届出印をご持参のうえ、窓口で直接お申し込みください。

収税対策室にも申込用紙をご用意しています。

≪対象の金融機関≫

千葉銀行、千葉興業銀行、京葉銀行、三井住友銀行、千葉信用金庫、ゆうちょ銀行、木更津市農業協同組合、君津信用組合、みずほ銀行、みずほ信託銀行、三菱UFJ銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行、館山信用金庫、中央労働金庫、東日本信用漁業協同組合連合会（千葉県内の本店および営業店）

◎お申し込みされてから、手続きが完了するまでに、2カ月程度の期間が必要となります。

手続きが完了しますと、市から「口座振替開始のお知らせ」を発送しますので、それまではお手持ちの納付書で納付してください。

※手続き方法および利用可能な金融機関等は変更となる場合があります。

▶ 市税等および国民健康保険税等の納期

収税対策室 TEL 0438-23-8713 FAX 0438-25-3566

税目	月別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
市県民税・森林環境税				1		2		3			4		
固定資産税 都市計画税		1			2					3		4	
軽自動車税（種別割）			全										
国民健康保険税					1	2	3	4	5	6	7	8	

各納期月の末日（12月は25日）が納期限となります。末日が土・日曜日、祝日にあたる場合は、その翌日または翌々日が納期限となります。

✔ 納期限内に納付を！

納付された税金は、教育、福祉をはじめ、よりよい木更津のまちづくりのために欠かすことのできない市民の財産です。これを計画的かつ有効に活用していくためにも、納期限内に納付しましょう。

納期限が過ぎると督促状が発送され、延滞金が発生します。そのままにせず、速やかに収税対策室へご相談ください。

▶ 休日納税窓口の開設

収税対策室 TEL 0438-23-8036 FAX 0438-25-3566

仕事などの都合で平日に「納税相談に行けない」などさまざまな事情でお困りの方のために、月2回（毎月第2・第4日曜日）市税の納付と納税相談の窓口を開設しています。

✔ 受付時間・場所

午前8時30分～午後5時 収税対策室（朝日庁舎）

▶ 証明交付・閲覧申請手続きの必要書類

市民課 TEL 0438-23-7253 FAX 0438-22-4631

資産税課 TEL 0438-23-8674 FAX 0438-25-3566

個人	1 納税義務者本人または木更津市で同一世帯の方が申請する場合 本人確認書類（61ページ参照）
	2 1以外の者が申請する場合 ①納税義務者本人からの委任状（委任者の氏名欄は自署または記名押印であること） ②申請者の本人確認書類（61ページ参照）
法人	①法人の代表者印（申請書または委任状へ押印） ②申請者の本人確認書類（61ページ参照）

※郵送で申請する方法もあります。詳しくは市ホームページをご覧ください。

▶ 証明交付・閲覧の一覧および受付場所

市民課 TEL 0438-23-7253 FAX 0438-22-4631

資産税課 TEL 0438-23-8674 FAX 0438-25-3566

種別	名称	内容	手数料	受付場所				
				資産税課	市民課	金田出張所	富来田・連絡所	その他出張所
市民税関係	課税・非課税証明書	所得額、収入額、市・県民税課税額	300円		○	○	○	
	所在地（営業）証明書（二輪・軽自動車登録用）	法人の所在地および名称	無料		※2	※2		
	所在地（営業）証明書（普通自動車登録用）		300円		※2	※2		
固定資産税関係	固定資産税登録事項証明書	物件の所在地番、面積など	300円		○	○		
	固定資産公課証明書	物件ごとの所在地番、面積、課税標準額、課税額など	所有者ごと3物件まで300円 以降1物件増すごとに30円加算		○	○		
	固定資産税評価証明書	土地・家屋	物件ごとの所在地番、面積、評価額など		○	○		
		償却資産	償却資産、評価額など		○	○		
	固定資産税資産証明書	土地の地目ごとの筆数・評価額、家屋の用途ごとの棟数・評価額など	300円		○	○		
	課税台帳無登録証明書（無資産証明）	固定資産課税台帳に土地および家屋の所有者として登録されていない旨	300円		○	○		
	住宅用家屋証明書	租税特別措置法施行令第41条または第42条第1項の規定に該当する家屋であること	1,300円	○				
	名寄帳	物件の明細や所有者（納税義務者）ごとの税額	300円 (2枚目以降1枚10円)	○				
納税関係 ※1	地番図	地番の表示された地図	30分300円 (2枚目以降1枚10円)	○				
	納税証明書	税目別の課税額、納付済額、納期未到来額、未納額など	300円		○	○		
	市税完納証明書	滞納がない旨	300円		○	○		
	酒類販売業等免許申請用納税証明書	過去2年間に滞納処分を受けたことがなく、申請日現在滞納がない旨	300円		○	○		
	軽自動車税納税証明書（継続検査用）	車両番号、納付日、有効期限など 4月2日以降の所有者は課税がない旨	無料		※2	※2	※2 ※3	
	軽自動車税納税証明書（廃車・名義変更用）	課税額、納付済額、車両番号	300円		※2	※2		
国民健康保険税関係	国民健康保険税納付額のお知らせ	国民健康保険税の年間の納付税額	無料		○	○		

※1 直近（おおむね10日程度）に市税を納めていただいた場合は、納税の確認ができないため、領収書を持参してください。

※2 「所在地（営業）証明」は法人の名称および住所、「軽自動車税納税証明」は所有者の氏名および住所を申請書に記入していただければ、どなたでも取得できます（委任状は不要）。

※3 直近（おおむね10日程度）に市税を納めていただいた場合は、出張所・連絡所（金田・富来田を除く）では発行できません。